平成２３年（フ）第４１７号
静岡県三島市多呂111番地の１芹沢ハイツ205
債務者　増田　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
岡山県倉敷市上富井477番地２
債務者　内藤　博人
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
岡山県倉敷市玉島黒崎4729番地３
債務者　原田　　享
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
福岡県行橋市大字道場寺1268番地23　シティハイツⅡ202
債務者　椋本　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２０１７号
札幌市中央区南12条西12丁目１番43―702号
債務者　寺岡　美歩
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９４号
札幌市南区真駒内柏丘11丁目１番100号　はなえーる
債務者　清水　正義
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３９号
札幌市北区屯田７条２丁目６番２号　グランデスⅡ―102号
債務者　熊谷　健一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１９号
札幌市西区二十四軒３条３丁目２番13号　コンフォートウエストM号
債務者　神　　真美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０６号
札幌市北区屯田６条11丁目１番６―502号
債務者　坂野　好紀
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６９号
札幌市手稲区新発寒２条３丁目９番３号
債務者　三浦　勝美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７０号
札幌市手稲区新発寒２条３丁目９番３号
債務者　三浦惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８５号
札幌市手稲区富丘２条３丁目17番13号　アーバンハウス富丘101号
債務者　安齊　直博
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１２号
札幌市南区澄川１条４丁目５番５号　シティハウス澄川203号
債務者　稗島　広宣
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２３号
札幌市白石区平和通２丁目北４番47―223号
債務者　稲場　啓恭
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２６号
札幌市白石区栄通１丁目５番18―202号
債務者　只野　松子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４２号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番36号向ヶ丘宮北ビル302号
債務者　金子いづみ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６５号
札幌市厚別区大谷地東３丁目４番７―1006号
債務者　島津　康子（旧姓平等）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６８号
札幌市西区福井10丁目９番２号　センチュリーナオB―７号
債務者　小島　　恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部